

定款第3条及び第4条の規定に基づき次の事業を行った。

## 1 柔道整復術の医学的研究及び柔道整復師の資質向上を図るための事業

### (1) 県学術研究会を開催した。

大学教授、医師等の学識経験者を講師に招き、会員や会員外柔道整復師及び学生等、一般に開かれた研究会を開催した。

公益社団法人日本柔道整復師会近畿学術大会の開催に協力した。

### (2) 超音波講習会を開催の準備をした。

県内の柔道整復師を対象にして、超音波画像観察装置に対する知識と技術の向上を目的とした講習会の開催に向け準備を行った。

### (3) スポーツ科学講習会（柔道整復学術講習会に名称変更）を開催した。

県内の柔道整復師を対象にして、スポーツ現場等において活動する為に必要な最新の知識、技術の向上を目的とし、本会主催の講習会を開催した。

### (4) 学術情報誌「HYOGO」（学会論文・学研のあゆみ）を発行した。

### (5) 医療・介護サービス提供に協力した。

兵庫県の医療・介護サービス提供体制改革に協力した。

## 2 県民の心身の健全な発達に関する事業

### (1) 県内の小学生を対象に少年柔道大会を開催した。

青少年の健全な育成と柔道の発展のために、県下の小学生を集めて少年柔道大会を開催した。また、大会優勝者などの優秀選手を選抜して、近畿少年柔道大会に参加した。

### (2) 災害時・各種スポーツ大会等に救護班を派遣した。

兵庫県との災害時のボランティア活動に関する覚書について、現状に見合う内容に変更すべく、兵庫県と調整を行った。

県下各市町村ならびに柔道連盟等主催の柔道大会や空手道大会、各地域マラソン大会をはじめ、自治体等が主催する各種スポーツ大会等に会員を救護員として派遣した。

### (3) 元気アップ兵庫事業を推進した。

県民と柔道整復師との信頼関係を築くとともに、県民の健康管理の啓蒙を目的として、県民を対象に、健康に役立つ講話や体操の方法等の指導を行う公開講座を県下各地で開催した。

### (4) 市民公開講座を開催した。

各分野の講師を招き、県民の健康管理の啓蒙を目的に、本会館を会場として、県民を対象に、健康に役立つ講話や体操の方法等の指導を行う市民公開講座を開催した。

### (5) 公益活動の実施に向け医療人としての慈善事業の推進を図った。

市町等の各種団体から依頼のある各種行事やイベント（市民まつり等）に会員を派遣し、健康管理や柔道整復に関する普及啓発を行った。

### 3 療養費受領委任払い制度の推進に関する事業

- (1) 公衆衛生の向上のために医療保険制度改革等への的確な対応を図った。
- (2) 保険講習会を開催した。
- (3) 各保険審査会に協力した。
- (4) 県下柔道整復師に対し、法人の歴史、組織、運営及び業務内容、健康保険等に関する指導を行い、柔道整復師としての資質向上を図った。
- (5) 保険取扱業務の内容を更に充実し、柔道整復施術療養費取扱いの適正化に努めた。
- (6) 保険取扱実情調査を行った。
- (7) 日整が開催する保険担当者会議に参加した。
- (8) 保険者による保険指導に対して協力した。
- (9) 保険必携を整備した。
- (10) 保険取扱制度に関する事業に協力した。